

# かずさ水道広域連合企業団（用水供給事業）建設工事等入札予定 価格事後公表実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、入札及び契約手続の透明性、公正性を高めるため、かずさ水道広域連合企業団用水供給事業が発注する建設工事、建設工事に係る製造の請負、工所用材料の買入れ及び測量、調査、設計等の業務委託（以下「建設工事等」という。）及び物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約（建設工事等に係る契約を除く。以下「物品等」という。）に係る予定価格について、入札執行後の公表（以下「事後公表」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 予定価格の事後公表の対象となる建設工事等及び物品等は、用水供給事業の入札に付するものを対象とする。

（事後公表の周知）

第3条 事後公表を行う場合は、あらかじめ当該建設工事等及び物品等の入札公告又は指名通知書に予定価格を事後公表とする旨を明記するものとする。

（公表の方法）

第4条 予定価格の事後公表は、閲覧及びかずさ水道広域連合企業団ホームページ掲載による公表とする。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、予定価格の事後公表に関する実施に関し必要な事項は、経理課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。